

自動車リサイクル法に基づく
引取業者登録申請の手引き

岩手県環境生活部資源循環推進課

令和5年9月

目 次

引取業者登録申請について

1	はじめに	p 1
2	引取業とは	p 1
3	引取業者登録申請の流れ	p 1
4	留意事項	p 2
5	よくある御質問 (FAQ)	p 3
	別添 1 引取業者の行為義務	p 4
	別添 2 添付書類一覧	p 5
	別添 3 登録申請書の記載例	p 6
	別添 4 変更届出書の記載例	p 9
	別添 5 廃業届出書の記載例	p 11
	別添 6 残存フロン類の確認方法(例)	p 12
	別添 7 受付窓口(連絡先)一覧	p 13

○使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)、同施行令及び同施行規則は
総務省 HP <https://elaws.e-gov.go.jp/> の「e-Gov 法令検索」から参照できます。

○自動車リサイクル法関係申請の様式は、岩手県の公式ホームページ
<https://www.pref.iwate.jp/> からダウンロードできます。

トップページ > くらし・環境 > 環境 > 廃棄物関連様式集
> 資源循環推進課関係様式集(自動車リサイクル法関係)

1 はじめに

使用済自動車は、有用金属・部分を含み資源として価値の高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル・処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要が高まりました。また、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低迷により、使用済自動車の逆有償化が顕著になり、不法投棄・不適正処理の懸念も生じていました。

このため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、平成14年に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）が制定されました。自動車リサイクル法は平成17年1月から完全施行されています。

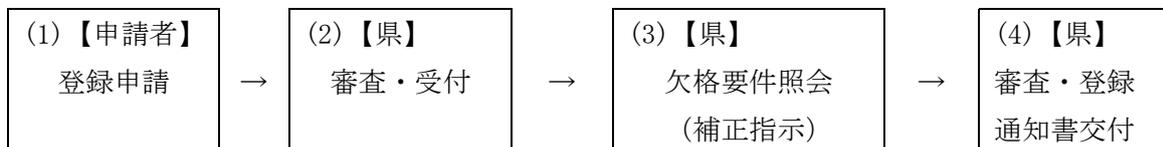
2 引取業とは

自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業を「引取業」と言います。引取業を行おうとする者は県知事の登録を受ける必要があり、登録を受けた者を「引取業者」と言います。

引取業者はリサイクル料金が資金管理人に預託されていることを確認した上で使用済自動車を引取り、カーエアコンの搭載の有無等を確認してフロン類回収業者又は解体業者に引き渡します。

引取業者の行為義務を別添1に示します。

3 引取業者登録申請の流れ



(1) 引取業者登録申請書は、所定の様式に必要事項を記載し、規則で定める書類（別添2及び3を参考としてください。）を添付して受付窓口（別添7のとおり。）に2部提出してください。うち1部は控えですので添付書類はコピーで構いません。審査手数料として岩手県収入証紙（新規・更新とも）4,500円分を貼付してください。

(2) 受付窓口では必要書類が揃っているか、必要事項が記載されているか形式審査を行った上で受付を行います。控えには受付印を押印され返却されます。

(3) 受付後、県では検察庁等に対し欠格要件照会を行います。また、申請内容に不備がある場合、申請者に記載内容の補正指示を行う場合もあります。

(4) 問題が無ければ登録通知書が交付されます。

なお、標準処理日数は30日（土日、祝日や申請書の不備等の補正に要した期間を除く）ですので、余裕を持って申請してください。

4 留意事項

- (1) 次に該当する場合は登録が拒否されることがありますので十分に注意してください。
 - ・申請者（法人の場合は役員を含む）が欠格要件に該当すること。なお、欠格要件は誓約書の第1号から第7号に記載されているとおりです。
 - ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制に不備があること。
 - ・申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けていること。

- (2) 登録の有効期間は5年間です。有効期間満了日を過ぎてからの更新申請は新規申請扱いとなりますので、期限切れとならないよう注意してください。更新申請は概ね有効期間満了日の2か月前から受け付けています。

なお、更新申請書の提出が有効期間満了日間近となってしまった場合、県における事務手続き中に有効期間満了日を迎える場合がありますが、登録（又は登録拒否）の処理がなされるまでは従前の登録が有効となります。

- (3) 県に対する登録申請とは別に、(公財)自動車リサイクル促進センターが運用する**自動車リサイクルシステム**への登録が必要となります。詳しくは<http://www.jars.gr.jp/>を確認するか、自動車リサイクルコンタクトセンター（050-3786-7755、受付時間 9：00～18：00（土日祝日・年末年始等を除く））にお問い合わせください。

なお、更新登録を受けた際も**自動車リサイクルシステムの更新手続き**が必要です。

- (4) 登録を受けた後、次の事項を変更した場合は引取業者変更届出書の提出が必要です（手数料不要）。別添4を参考として記載してください。
 - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - ・事業所の名称及び所在地
 - ・法人である場合においては、その役員の氏名
 - ・未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所
 - ・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- (5) 引取業を廃業した場合は引取業廃業等届出書の提出が必要です。登録を受けていた個人が亡くなった場合や法人が解散した場合も提出が必要です。別添5を参考として記載してください。なお、登録通知書（原本）を添付してください。

(6) 使用済自動車は、有償で売却されるものであっても廃棄物処理法上の「廃棄物」となり、廃棄物の保管の基準や運搬の基準が適用されます。不適正保管については廃棄物処理法による指導や命令等の対象となる場合がありますので留意してください。

なお、登録を受けた引取業の業務に必要な範囲で使用済自動車を運搬・保管するに当たっては、廃棄物処理法の収集運搬業の許可は不要です。

また、廃棄物処理法に基づく書面による委託契約書の作成義務及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付義務も適用されません。ただし自主的に書面により委託契約を締結することは差し支えありません。

5 よくある御質問 (FAQ)

1. Q 使用済自動車として引き取った後で、中古車として販売することはできますか？

A 一度使用済自動車として引き取ると、中古車として販売することはできませんので、取引の際によく確認する必要があります。

2. Q 申請書や誓約書への押印は必要ですか？

A 不要ですが、押印されていても構いません。なお、行政書士に手続きを依頼する場合は、行政書士への委任状に押印が必要です。また、申請書には、行政書士の記名及び職印の押印が必要です。

3. Q 「登記されていないことの証明書」の郵送での交付申請を行いたいのですが？

A 郵送の場合、東京法務局民事行政部後見登録課（Tel 03-5213-1360）に申請する必要があります。

〒102-8226

千代田区九段南1丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

詳細はHP (<https://houmukyoku.moj.go.jp/morioka/static/77toukisareteinai.html>) にて確認してください。

4. Q 「執行役員」は役員に該当しますか？

A 法人登記簿謄本において取締役として記載されていない方でも、社内において、取締役と同等又はそれ以上の役割がある方は該当しますので、会社として判断してください。

別添1 引取業者の行為義務

第9条 (引取義務)

引取業者は、使用済自動車の引取りを求められたときは、リサイクル料金が資金管理法法人に対し預託されていない場合その他省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければなりません。

第10条 (引渡義務)

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければなりません。

第50条 (標識の掲示)

引取業者は、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲げなければなりません。

- ・ 標識……………引取業者であることを示すこと。
- ・ 標識の大きさ…縦及び横それぞれ二十センチメートル以上の大きさとする。
- ・ 標識の内容……………①引取業者の氏名又は名称
②引取業者の登録番号

第80条 (書面の交付)

引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、次により、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、書面を交付しなければなりません。

- ・ 交付の方法……………①使用済自動車一台ごとに交付すること。
②当該使用済自動車の引取り後遅滞なく交付すること。
③書面に記載された事項が前条各号に掲げる事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- ・ 書面の記載内容…①当該引取業者の氏名又は名称及び登録番号並びに当該使用済自動車を引き取る事業所の名称、所在地及び電話番号
②当該使用済自動車の車台番号
③当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称
④当該使用済自動車を引き取った年月日
⑤当該使用済自動車に係る再資源化預託金等の額

第81条 (移動報告)

引取業者は、使用済自動車を引き取ったとき・引き渡したときは、三日以内に、自動車リサイクルシステムにより情報管理センターに報告しなければなりません。

別添2 添付書類一覧

引取業に係る登録申請手数料及び添付書類等（新規・更新登録申請、変更届）

- 1 登録申請手数料（岩手県収入証紙）
4, 500円（新規・更新とも同額です）

2 様式及び添付書類

番号	項目	登録申請		変更届				
		新規	更新	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	事業所の名称及び所在地	法人である場合には、その役員の氏名	未成年者である場合法定代理人の氏名及び住所	フロン類が含まれているかどうかを確認する体制
1	引取業者登録（更新）申請書（様式第一）	○	○	—	—	—	—	—
2	引取業者変更届出書（様式第二）	—	—	○	○	○	○	○
3	法第45条第1項各号に該当しないことを誓約する書面（別記様式第14号）	○	○	○	○	○	○	○
①申請者が個人の場合	4 申請者の住民票の写し…※1	○	○	○	—	—	—	—
	5 登記されていないことの証明書…※2	○	○	○	—	—	—	—
	6 未成年者である場合においては、法定代理人の住民票の写し…※1及び登記されていないことの証明書…※2 法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書…※3	○	○	—	—	—	○	—
②申請者が法人の場合	4 登記事項証明書…※3	○	○	○	—	○	—	—
	5 役員の住民票の写し…※1	○	○	—	—	○	—	—
	6 役員の登記されていないことの証明書…※2	○	○	—	—	○	—	—
7	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する資料…※4	○	○	—	—	—	—	○

・住民票の写し等公的機関から発行される証明書等は、3ヶ月以内に発行された原本を提出してください。

・行政書士が代理人として手続を代行する場合は、委任状を添付してください。

※1 市町村発行の証明書原本。本籍地（外国籍の場合は国籍・地域）の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。

※2 成年被後見人・被保佐人に登記されていないことの証明書。請求先：法務局（盛岡地方法務局戸籍課 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（盛岡第2合同庁舎）電話 019-624-1141）。提出できない場合は、当該業務を適切に行うことができることを証する書類を提出していただく必要があるため、受付窓口事前に相談ください。

※3 法人登記簿謄本（更新申請の場合は履歴事項全部証明書が必要ですが、新規申請の場合は現在事項全部証明書でも構いません。）。請求先：法務局（盛岡地方法務局登記部門 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号（盛岡第2合同庁舎）電話 019-624-1141）。

※4 自動車整備士等の資格証の写し又は確認方法を記載した書類を添付する必要があります。

別添3 登録申請書の記載例

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 ~~登~~ ~~録~~ 申請書
登録の更新

「登録」と「登録の更新」で該当しない方を二重線で消してください。

更新の場合は、登録通知書を確認の上、登録番号と登録年月日を記入してください。

※登録番号	2003×××××××
※登録年月日	令和×年×月×日

令和○年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 様

(郵便番号) 〒○○○-○○○○

住 所 岩手県○○市△△町□番×号

氏 名 株式会社○○自動車

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
いわて たろう 岩手 太郎	代表取締役 取締役 監査役
いわて はなこ 岩手 花子	
いわて じろう 岩手 次郎	

- ① 法人の登記事項証明書に記載の役員全員について記載してください。
- ② 役員以外にも業務を執行する執行役員がいる場合には記載してください。
- ③ 記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、役員の氏名一覧を添付してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	該当なし
住 所 (郵便番号)	該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。
電話番号	

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	該当なし
(ふりがな) 代表者の氏名	該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名
該当なし	該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

事業所の名称及び所在地

(ふりがな) 名 称	株式会社〇〇自動車リサイクルセンター	引取を行う事業所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、事業所一覧を添付してください。
所 在 地	(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

所在地は原則として住居表示により記載してください。

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

- 例① 別紙の方法によりフロン類の有無を確認する。
- 例② 自動車整備士等の資格がある者がフロン類の有無について確認する。

備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入する。

- 2 事業所が複数ある場合には、この欄を繰り返し設け、事業所ごとのエアコンディショナーに冷媒と
- いては、まとめて記載すること
- 3 用紙の大きさは、日本産業規

例①の場合
 装備の有無や事故による車両破損時等の確認方法を記載した書類を添付してください。(参考例：別添6)

例②の場合
 カーエアコンに関して十分な知見を有する者が確認可能であることを示す書類（例えば自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し、業界団体等が行う講習の受講証の写し等）を添付してください。

※ 事業所が複数ある場合は、事業所ごとに書類を添付してください。ただし、例①による場合で、全ての事業所で同じ方法によりフロン類の有無を確認する場合は、事業所ごとに作成する必要はありません。(その場合、「全ての事業所で別紙の方法によりフロン類の有無を確認する。」等と記載してください。)

別紙 引取事業所一覧

(ふりがな) 事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制
株式会社〇〇 ××リサイクルセンター	〒〇〇〇 -〇〇〇 〇	岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号	〇〇〇-〇〇〇 -〇〇〇〇	1級自動車整備士の資格がある者がフロン類の有無について確認する。(資格証の写し添付)
株式会社〇〇 △△リサイクルセンター	〒〇〇〇 -△△△ △	岩手県◆◆市△△町▲▲番■ ■号	〇〇〇-〇〇〇 -△△△△	2級自動車整備士の資格がある者がフロン類の有無について確認する。(資格証の写し添付)

※1 事業所一覧は、必要事項が網羅されていれば任意の様式で構いません。
 ※2 記入方法は、引取業登録(更新)申請書(様式第1号)の内容に準じます。

別添4 変更届出書の記載例

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

令和〇年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 様

(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号

氏 名 株式会社〇〇自動車

岩手 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

令和××年××月××日付け第2003×××××××号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	<p>①役員の変更</p> <p>代表取締役 <small>いわて たろう</small> 岩手 太郎</p> <p>取締役 <small>いわて かずお</small> 岩手 一男 (就任)</p> <p>監査役 <small>いわて はなこ</small> 岩手 花子</p> <p>②事業所の変更</p> <p>株式会社〇〇自動車販売本店</p> <p>株式会社〇〇自動車販売〇支店 (追加)</p>	<p>①役員の変更</p> <p>代表取締役 <small>いわて たろう</small> 岩手 太郎</p> <p>取締役 <small>いわて じろう</small> 岩手 次郎 (退任)</p> <p>監査役 <small>いわて はなこ</small> 岩手 花子</p> <p>②事業所の変更</p> <p>株式会社〇〇自動車販売本店</p> <p>株式会社〇〇自動車販売△支店 (廃止)</p>
変更の理由	役員変更、事業所移転のため。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別紙) 追加する事業所

事業所の名称及び所在地	
(ふりがな) 名 称	かぶしきがいしゃまるまるじどうしゃ しかくしてん 株式会社〇〇自動車 ■支店
所 在 地	(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 岩手県〇〇市△△町▲▲番■ ■号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制	
例① 別紙の方法によりフロン類の有無を確認する。 例② 自動車整備士等の資格がある者がフロン類の有無について確認する。	

様式第一の記載例も参考としてください。

別添5 廃業届出書の記載例

別記様式第15号

引取業廃業等届出書

令和〇年△月□日

岩手県知事 達増 拓也 様

(郵便番号) 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号
 氏 名 株式会社〇〇自動車
 代表取締役 〇〇 〇〇
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

登録証を確認して、登録日と登録番号及び引取業の登録を受けた者について記載してください。

令和××年××月××日付け第2003××××××号で登録を受けた引取業を廃業したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出します。

廃業した引取業の登録を受けた者	住 所 岩手県〇〇市△△町□番×号 氏 名 株式会社〇〇自動車 代表取締役 いわて たろう 岩手 太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃業の理由	引取業を廃業するため。

届出者
 届出者義務者及び廃業の理由は次の表のとおりです。「廃業の理由」欄には①～⑤の内容を参考に記載してください。

	廃業の理由	届出義務者
①	死亡のため	相続人
②	法人が合併により消滅したため	その法人を代表する役員だった者
③	法人が破産し、解散したため	破産管財人
④	②、③以外の理由で法人が解散した場合(具体的な理由を記載すること。)	清算人
⑤	引取業を廃業するため	引取業者であった個人又は法人の代表者

※ 表の⑤以外の理由により廃業する場合は、廃業の理由及び届出義務者であることを確認できる書類を添付してください。

別添6 残存フロン類の確認方法（例）

残存フロン類の確認方法

自動車リサイクル法第43条第1項第5号の規定に基づき、引き取った使用済自動車のカーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているか否かを確認する体制として当該書類を事業所に備え、以下の方法により確認することとしています。

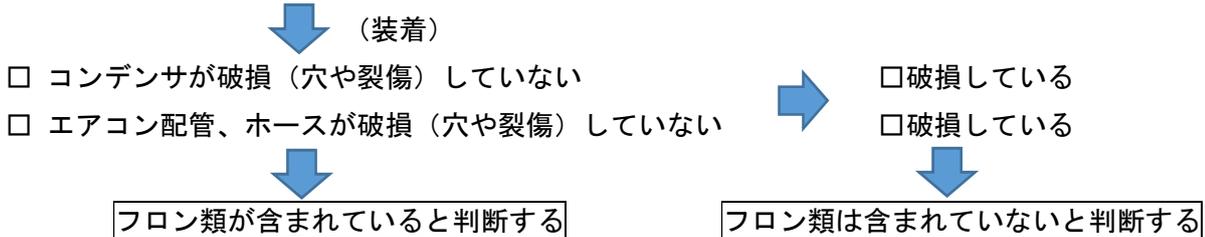
■エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。



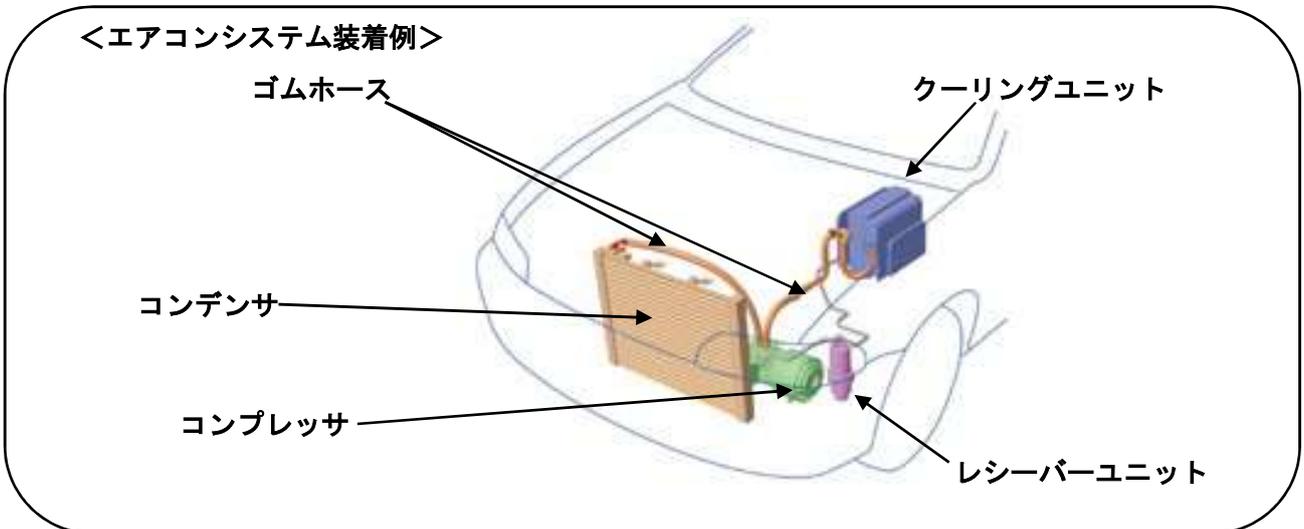
■車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）



■必要に応じて、以下により確認

- 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。
- 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。



別添7 受付窓口（連絡先）一覧

広域振興局名	住所 電話番号・FAX 番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	盛岡市内丸 11-1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巻町・岩手町・雫石町・矢巾町・紫波町 ※
県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	奥州市水沢大手町 5-5 0197-48-2422・0197-25-4106	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター (環境衛生課)	花巻市花城町 1-41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・西和賀町
一関保健福祉環境センター (環境衛生課)	一関市竹山町 7-5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	釜石市新町 6-50 0193-27-5523・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター (環境衛生課)	宮古市五月町 1-20 0193-64-2218・0193-63-5602	宮古市・岩泉町・山田町・田野畑村
大船渡保健福祉環境センター (環境衛生課)	大船渡市猪川町字前田 6-1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	久慈市八日町 1-1 0194-53-4987・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村野田村
二戸保健福祉環境センター (環境衛生課)	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9219・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10-1 019-629-5380・019-629-5369	—

- ・事業所の所在地を所管する受付窓口に申請書を提出してください。
- ・事業所が複数ある場合は、原則として申請者の住所地（法人にあっては本店所在地）を所管する受付窓口に申請書を提出してください。住所地や本店所在地が岩手県外や盛岡市内の場合は、主たる事業所の所在地を所管する受付窓口に申請書を提出してください。

※盛岡市内の事業所については、別途、次の窓口にご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課	盛岡市若園町 2-18 (019-651-4111 (代))	盛岡市
--------------	-----------------------------------	-----